

平成 23 年度まちづくり懇談会会議録【小笠東地区】

日 時 平成 23 年 8 月 6 日 19:00~20:40
会 場 小笠東地区コミュニティセンター
参加者 62 人

市長からの「防災対策について」と題した説明のあと、参加者の皆さまとの懇談(質疑応答)に入りました。

(1)「防災対策」に関する意見交換

地区自治会からのご意見・ご質問

小笠東地区自治会より:各単位自治会の公民館を避難所として認定しないのか
小笠東地区の第一避難所は、小笠東小学校とくすりんが認定されています。大型台風などの風水害に対する地域にある公民館は、歩いていけるやはり第一の避難所と地元住民は考える傾向が強いので位置付けを明確にしてほしい。

総務企画部長

単位自治会の公民館は、災害時には各自主防災会の本部、家屋に甚大な被害があり居住できない世帯の避難所・避難地として位置づけられております。その公民館などが使用できなかつたり、避難者が多く入れない場合には市が指定する小、中学校などの避難所・避難地に行くこととなっています。

台風などの風水害時に、気象庁から土砂災害警戒情報が発表された場合や、東海地震の警戒宣言が発令された場合には、山・がけ崩れなどの危険が予想される避難対象地区に住んでいる方は直ちに指定された避難地へ避難することとされておりす。

市が指定する避難所・避難地は、水害や地震、その他の災害に対し、多くの方の身の安全を確保できる施設であることが重要であり、開設に当たっては安全を確認した上で開設することとしていますのでご理解願います。

なお、昨年度各戸配布しました防災・ハザードマップには、区域や基準が示してありますので、ご確認いただきたいと思います。

小笠東自治会より:公民館の耐震診断と耐震補強への助成金制度創設を

小笠東地区自治会として、耐震補強工事代の 70%を助成してもらえる制度は

創設できないか。

生活環境部長

私どもの地域支援課におきまして、公会堂の改築に関しましては、自治総合センター、いわゆる宝くじの助成制度や市町村振興協会の助成について、ご紹介できるメニューがございます。しかしながら、既存の公会堂に対します耐震診断や耐震補強に関しましては、補助制度を持ち合わせていないのが現状です。そうしたなか、市役所の都市政策課におきましては、県と市が共同で進めておりますプロジェクト「TOUKAI 0」のなかで、既存の公会堂の耐震診断・耐震補強に関しまして、補助の制度を持っております。ただし、この「TOUKAI 0」につきましては、昭和56年5月末日以前に建築された建物が対象となっており、このほかにも、要綱に定められました補助の要件がございますので、一度私どもの都市政策課にご相談をいただければと存じます。

自治会長より再質問

連合自治会の定例会時に連合会の石井水穂会長に公会堂は耐震診断と補強をやっているか聞いたところ、なんとかやったということ聞いたのですが、132自治会が菊川市が発足してからあるが、公民館が耐震補強できているというのは残念ながら数箇所しかありません。最近の公民館は静岡県の建築基準法に基づいて建てられているので、それで問題ないと考えている地区会長さんや、単位自治会長さんもいらっしゃるようです。私が知っている範囲はそのような状況なんです。東日本大震災のようなマグニチュード9クラスがくると、耐震補強は公共の施設としてやっておくにこしたことはないけれど、数百万かかると、とても古谷の自治会の一般会計ではまかないきれないですし、定期総会で提案しても今の財政状況では結果として承認できないとなるのではないかと思います。都市政策課に本気になってやろうと思う単位自治会長さんは相談に行くという回答以外に方法はあるのでしょうか。

司会：企画政策課長

先ほど、部長から説明があったように新築の場合は宝くじや県の助成金があります、新築でない場合は「TOUKAI - 0」という制度がございますので、この制度をうまく使えるかご相談いただければと思います。この「TOUKAI - 0」を担当しているのが都市政策課でございますので、都市政策課でもう少し詳細な説明ができますので、考えている自治会がありましたら、一度、都市政策課にご相談ください。

建設経済部長

「TOUKAI - 0」の中で、公民館、公会堂こういったものについて耐震補強を助成する制度はあります。ただ、要件があり、1つには不特定多数の人が使う特殊建築物の耐震、改修に関する補助、それがまさに公民館にあたると思います。対象建築物は、昭和56年5月31日以前に作られた建築物で災害時に重要な機能を果たす、要は地域の方がそこに避難して、避難所として機能する、そういう意味では対象となる建築物に問題ないと思います。ただ問題は、規模が敷地面積500平方メートルで地上3階建て、準耐火、延べ面積1000平方メートル以上、対象区域が避難地、避難路、及び緊急輸送路沿いにある建物というように、補助する際の要件がかなり厳しいです。従って公民館や公会堂は地域によって場所や規模が違うので、耐震などをお考えになっている地域は一度、どこにどれくらいの規模であるという詳細をお話いただければ、そこで具体的な話ができますのでご相談ください。

自治会より:小笠東地区内の橋の強度は災害時で通行可能か

各自地会 小笠東小学校(第一避難所) 総合体育館(救援物資集積所)
救援物資を車両にて輸送するのに小笠東地区内の河川にかかっている橋の強度は、災害時でも通行可能か?

県道・主要市道にかかる橋の強度を各自主防災会として事前に知っておきたい。

建設経済部長

緊急輸送路は災害対策要員や物資などの緊急輸送を円滑に実施するために指定する道路であり、物資集積所である赤土の総合体育館と避難所である小笠東小学校とを結ぶ「市道 嶺田川上線」が緊急輸送路として指定されています。

総合体育館と小笠東小学校の間には江川に架かる長堀橋がありますが、この橋梁は昭和57年に架橋され平成12年に落橋防止工事が施工されています。

また、平川交差点から東小学校に通ずる(主)相良大須賀線についても緊急輸送路として指定され、この路線には丹野川に架かる川上橋があり、架設は昭和42年と古い橋梁ではありますが平成6年に落橋防止工事が施工されています。なお、耐震補修工事は、緊急輸送路に架かる橋梁を優先的に行っておりますが、この東地域では13橋梁あるうちの8橋梁の62%が落橋防止工事を施行されています。残りの38%の未改修橋梁については、本年度策定する(市道に架かる橋長15m以上の87橋梁についての)橋梁長寿命化補修計画の中でその取り組みを検討することとしています。

会場からのご意見・ご質問

川中自治会:(男性)

市長から浜岡原発のことで、耐震工事をしてもしばらくは許可しないという話がありましたが、私も賛成です。是非、正しい目で監視していただいて、早急にOKを出さないようお願いしたいです。

市長

私の考え方は先ほどお話した通りであります。防潮堤や非常発電をつけるという話がありますが、それらをつければOKということではなく、まだ使用済み燃料がたくさんありますので、中部電力が安全確保向上のためにやっていることと理解しております。これから国がそういったことを判断して、防潮堤や今後の対策をどうするかということを中心に私どもも見守っていきたいと思いますのでご理解ください。

川中自治会:(男性)

防災員をやっていますが、ここの地区はどちらかというと岩盤が強くて、そんなに倒壊しないと思われ、何が心配かというと、家屋の中のタンクやテレビなどの重いものがひっくり返って、その下敷きになるのが心配です。東北の震災後、津波のことが際立っているのですが、この地区としては、どちらかといえば阪神大震災の現状をもっとお知らせしていただきたいという要望です。

それから、防災の計画等をこの地区でもやっているんですが、防災指導員の活躍する場を設けていただきたい。

あと、火災や水害とかそういう中で、ここの地区で非常に大きな火災がありました。地震においてもそれが伴うのではないかと思います。私も若い頃消防をやっていて、ここの地区で不安だったことは、水利。水がない。たまたまこのすぐ横の家屋の火災があり、消火栓を出したのですがほんの5分で終わりました。じゃあどうしようかということで、小学校にプールがあるのでプールの水を使おうということになり、重たい可搬のポンプを持ってフェンスを乗り越えた。これを私たち防災員が出来るかということとても出来ません。フェンスの鍵を持っている人が災害時にすぐ来てくれればいいが、なかなかそうもいかない。すぐに開放できる施設にいただきたい。例えば、チェーンで鍵がなくても、普段はあけられないが、災害時には大きなカッターでそれを切っただけですぐ開けられるようなものにしたらどうかと当時提案し、その時に消防車に乗せたのが大きなベンチです。そういうこともありまして、火災の水もあります。それから近代的になりましたのでトイレの水、飲み水として活用する浄化

する機械もありますので、その水源としては一番いいのではと思います。そう
いうことで要望になりますけど、このプールの水をいかに活用できるかという
ことを是非考えていただきたい。

安全課長

防災対策につきましていろいろなご意見や要望をいただきましてありがとう
ございます。まず 1 点目の家具の転倒防止に関しましては、全ての皆さん対象
ではありませんが、市におきましても 65 歳以上の高齢者世帯を対象にしまして、
補助をさせていただいている状況があります。皆さんにおきましても、自分の
身を守るために家具の転倒防止を是非していただき備えていただきたいと思
います。まず自分の寝室につきましては、家具を必ず固定していただき、万が一
の時に倒れないようにしていただきたいと思います。もう 1 点目の防災指導員
さんの活動の場におきましても、皆さんには年 4 回の研修等を行っています。
今後におきましても 9 月の防災訓練、さらには 12 月の地域防災訓練、それから、
地域の中での活動と避難所運営などで活動を支援していただいているところで
ありますので、広く皆さんにお伝えする中で、ますますこういった方々に私ど
も方でも知識等もお伝えする中で研修等も深めていただき、地域の中で尚一層
の支援、ご指導いただければと思います。あと、プールの水につきましては、
学校教育の方と施設の運営関係もでございます、過去にそういった中で消防車輛
におきましては、プールの水の活用等いろいろありました。今後につきましては、
地域の方におきましても、そういった形で活用できるようになればと思いま
すので、点検させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

再質問

くすりんが避難所になりますけれど、ここの組織がはっきりしてない。防災訓
練で情報伝達をやった時、職員が 1 人来ていて、こういう連絡をしますがそち
らからの連絡はありますか、ありません、というようにこちらはすごく一生懸
命やっているんですが、パイプ役がなんか市とうまく連携が取れていないとい
うような雰囲気が見られて、もう少し本当のパイプ役となることを、この組
織をもっと強力にさせていただかないと、13 自治会が宙ぶらりんになってうまく
連絡が取れないのではないかと思いますのでその点をよろしく願いします。

司会:企画政策課長

多分、地区派遣員のことだと思いますが、他の地区でも地区派遣員のこと
で地元自治会でもよく分からないということもありましたので、そのあたりは担
当の方できちっと整理させていただきたいと思いますのでよろしく願いしま

す。

赤土自治会:(男性)

公民館の耐震診断の件ですが、質問の回答で、現在、公会堂に対する耐震診断や耐震補強に関しましては、補助制度を持ち合わせていないのが現状ですとありますが、今後もこの方針でいくのか、それとも例えば、ある程度古い公民館の耐震については市で補助するようにするのか、市長の方針をお伺いしたいと思います。

地域支援課長

公会堂の耐震補助制度の関係でございますが、先ほどお答えしましたように新築に関しましては宝くじの助成や市町村振興協会の助成があるのですが、今のところ耐震補強に関する補助がないという中で、私どもも県の予算要望や様々な要望に引き続きあげているところでありますが、今のところ実現に至っていない状況であります。

なかなか「TOUKAI-0」は要件が厳しいのですぐに公会堂の耐震補助に使えるというような、要件がいくつかございますので、私どもも引き続き新築のみならず耐震にも補助をいただけるような要望をあげていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

司会:企画政策課長

市がやるというのではなく、これは全県下共通の悩みではないかと思っておりますので、県への予算要望の時期に、公民館への耐震診断や耐震補強の補助についての拡充を事あるごとに要望していきたいと思っておりますのでご理解をいただければと思います。

棚草自治会:(男性)

菊川市の地域防災計画書についてお尋ねします。私たち棚草地区には自主防災会がございます。組織としてあるんですが、今まで自主防災会の規約や活動内容についての定めがありませんでした。今年の3・11の地震の被害を受けて、やはりそういうものを作って、組織なり、全般なり、活動なりの自主防災規約を作ったほうがいいのではないかという意見が出ております。これを作るについて、市の地域防災計画の一般対策、地震対策、原子力対策のそれぞれが3月に改定されまして発行されております。市の防災対策を受けて、市ではこういうことをやってくれるから、あと足りないものを自主防災会として、こういうところをフォローしていかなければならないということを含めて、自主防災

会の規約、規定というものを作っていききたいなという風に考えています。その際、今回の大震災を受けまして市の地域防災計画も、先ほど市長からも津波対策もこれから入れていかなければならないというお話もありました。大幅な検討がこれからされていかれると思いますが、検討されて今度24年度版となるとと思いますが、これはだいたいいつ頃改定された、見直しされた、防災計画がどの辺を目途に新しい地域防災計画書が作成される予定か。できたら、これを受けて規約等を作っていききたいと考えておりますので、今後の見込み等が分かりましたら教えてください。

地区会長

水野さんの発言との関連で、私の古谷の自治会は自治会長が自主防災会の会長です。防災員は当然いますが、防災員は自治会長含めた8名の自治会の役員、運営委員の中の一般職の人になりますので、自主防災会の会長が責任者になります。地震の場合は突発的に起こり事前に予知とかは分からなくて防災会議を開くことはできないですが、風水害の時、特に台風の場合は、何日か前から分かります。私の責任もありますが、初期の台風に対する備えの手引書が作っていないのです。だからこの前の台風6号もそうだし、同じ時期に愛知県の知多半島に上陸したのですが、台風が行ってから役員のメンバーに連絡をとったり、危険箇所に行かなければならないが、絶対に1人で行かないで、携帯を持って、自動車で行きなさいとなっているので、連絡をとって8人で行ったんですが、事前に公民館の鍵を開けて、中に自由に入れるようにして、ガスコンロやトイレはあるから、食べるものと寝るものだけあれば、そういう具体的な手引き書がないので、組織は作ったが、住民の一人の立場からいくと組織的に防災に地元が動いているなと思えるレベルまで到達していないと思う。なので、運営の規約にあわせて、初期の判断基準的なものを作る必要がある。安全課から膨大な水防計画書とか資料がくるので、目を通すのですが、それを手引き書として使おうと思うと、一般論が多すぎて使えないという思いがあるので、もう少し組織的にレベルを上げて対応するような形で、1年から2年任期の自治会長さんや防災会長さんでも、その文章を読めば対応の仕方が分かるようなマニュアルが必要だと思う。

安全課長

まず、各自主防災会におけるマニュアルですが、地域におきましては平成21年に自主防災組織の活動マニュアルというものをお分けさせていただいております。こういったものをまず活用していただきまして、この中には地域のリー

ダーとして、自主防災がどういったものであるとか、平常時の防災活動はどのようにするか、それから突発性地震が発生した場合、予知情報が発生した場合と、これは静岡県が作成したものでありますが地域の皆さんのところにも配布をさせていただいたところでもあります。

また、細かい部分につきましては、必要があれば安全課に言っていただきまして、他の地域であったり、いろいろあると思いますので、調べさせていただいて活用させていただけるよう考えていきたいと思います。それから風水害等につきましても、昨年、水害対策の避難のマニュアルを作成させていただき、防災員さんにお渡しさせていただいております。消防関係にも分けさせていただいております、こういったものを活用する中で避難していただくよう指導を進めているところでございます。

防災計画の見直しの時期でございますが、通年で行けば3月までに平成24年度版防災計画の見直しがされていきます。ただし、今回につきましては、防災計画は国や県の改定に伴って指摘される部分が多くあります。特に原子力編につきましては、一連のいろんな分野が入ってくると思われますので、年度内にこれら全てのことをやるといわれても今のところ状況ははっきりしないというのが実情でございますので、ご理解いただければと思います。

司会:企画政策課長

防災計画の見直しにつきましては、年度年度の見直しは少しずつさせていただいていますが、今回の震災を受けての抜本的な見直しにつきましては、まだ時間がかかるだろうと思われれます。参考になるかわかりませんが、第3次被害想定が阪神淡路の時の被害想定を受けての見直しがされたと聞いております。それが平成13年度に第3次被害想定が出ておりますので、阪神淡路の震災から5年経っていたというのがありますので、多少検証等に時間がかかると思われれますので、抜本的見直しにつきましては多少時間をいただきたいと思います。今はどの程度という見通しが出来ないのが実情でございます。

まちづくり全般に関すること

自治会より:小笠東地区自治会組織の運営委員会三役会の選出と運営の実状について

特に深刻な問題...現在の実情は、地区会長の役職を引き受けてもらえる単位自治会長が不在。引き受けられないと考える単位自治会長が大多数。

そこで次の質問に回答してください。

地区会長の役割は、現職の単位自治会長でなければならないという位置づけでしょうか？

生活環境部長

各自治会長さんにおかれましては、行政のパートナーとして、様々なご協力、また、ご負担をいただいておりますことに、まずもって感謝を申し上げます。加えまして、地区会長さんには、さらに多くの役割を担っていただいておりますのが現状であると認識しております。

さて、ご質問の内容につきましては、「菊川市連合自治会規約」のなかで、市の連合自治会としてご判断いただくことになろうかと存じます。したがいまして、植田地区会長様には、連合自治会役員会にご出席いただいておりますので、その席でご提案をいただき、役員の皆様でご協議をいただければと考えております。

自治会より:地区センターくすりんの施設管理について

地区センター長より「夜9時までには終了してください」ということで、9時過ぎまで頻繁に使用しているグループの代表者には直接注意をするようにという職務規定になっている、という説明を受けました。地区自治会三役会のメンバーでも、毎月の定例会を9時に終了するのは100%不可能だという意見でした。

施設管理上の事情からということですが、各単位自治会の公民館使用の利便性の方がはるかにレベルは高い。この地区センター施設を建設する必要があったのかどうかという議論になります。

地区センター施設の施設管理と市民利用との関係で市役所の基本的位置づけと考え方をお伺いしたい。

生活環境部長

東地区の皆さんには、この「くすりん」を活発にご利用いただいております。ありがとうございます。

さて、このコミュニティセンターの利用に関しましては、「菊川市小笠東地区コミュニティセンター条例」に規定がされております。そのなかで開館時間も決められておりまして、「午前8時30分から午後9時まで。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる」とされております。やはり、市の施設でございますので、こうした決め事があるわけですが、基本的には、条例に基づきましたご利用をいただきたいと考えております。

そうは申しましても、当然、地域の皆様に使っていただいて、その価値が出てまいりますセンターでございます。利用する側と管理する側、お互いにとっ

て、気持ちのいいセンター運営ができればと考えております。

会場からのご意見・ご質問

(男性)

東地区の自治会長の選出については、東地区の自治会規約があり、その中に自治会長の中から互選するとなっています。ですから、そこを適当に改正すればいいと思います。

地区会長

自治会の組織は菊川市になって、ここは小笠東地区センターでセンター方針と言っていますが、住民の90%が自治会に加入していますが、その方に情報伝達する連絡網があるのは自治会の組織だけです。この前、消防署から住宅火災警報器の配布から回収までお願いされ、年々、自治会の末端の班長さんを含め職務が増え続けている。その単位自治会長への連絡も地区会長がやらなければならないとなっている。先ほど言いましたように連合自治会の理事会も毎月第1金曜日の午後1時から6時頃まであります。とてもじゃないが、茶業で飯を食べていて、放射能の問題もあり、昼間仕事をやめて出て行くというのが不可能に近いです。そういう意味もありまして、今まで平成21年からの議論で単位自治会長の職務をやりながら同時に昼間の午後の会議に出て行くのを兼務でやる体制そのものが無理だというのが、歴代の単位自治会の率直な意見です。今、言われたように小笠東地区だけ変えても、連合自治会の理事会のメンバーが承認するかという問題も一つあります。そういった問題を抱えていまして、茶業などの自営業の方で地区会長を受けられる方がほとんどいなくなってしまう。それから年齢は逆に下がってきているという実情がありますので、問題提議にとどめますが、いずれ皆さんの中で自治会の会員である方は、どなたかに引き受けていただかなければならなくなります。

司会:企画政策課長

根底にあるのは各地区会長の役割が大変だということの問題提議ということでありまして。なかなか難しい問題でありますので、今日ご出席いただいた皆さんにも少しお考えいただければと思っております。

(閉会:20:40)